

中国企業のASEANへの生産移管先と移管を抑制する米中の政策要因

アジア調査部上席主任研究員

酒向浩二

03-3591-1375

koji.sako@mizuho-ri.co.jp

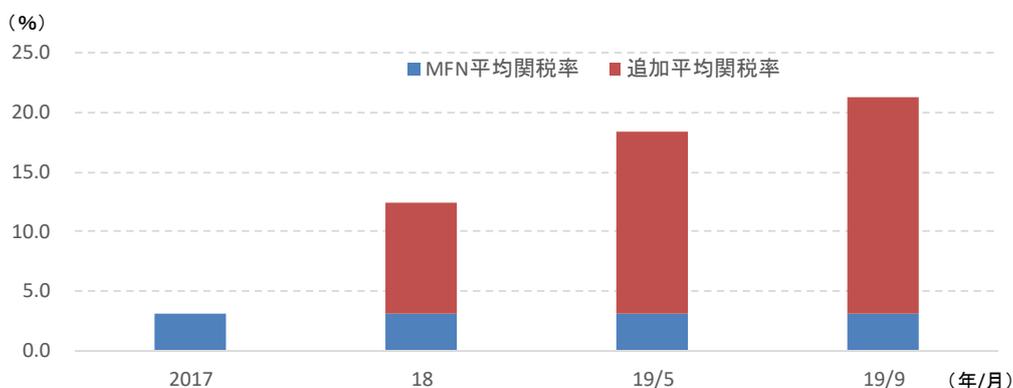
- 中国企業は貿易摩擦に伴う米国の制裁関税賦課によって、全輸出品で平均すると事実上20%程度の人民元高と同等の輸出競争力低下を強いられている。そのためASEANへの生産移管を模索している
- 中国企業の生産移管先は地理的にはサプライチェーンが構築しやすい「ASEAN大陸部」が重視され、既に開発が進む中国版海外工業団地である「海外経済協力合作区」が受け皿となりつつある
- 今後の中国企業のASEAN生産移管を抑制する政策要因としては、米国が対ASEANの貿易赤字を注視していることや中国が資本流出を防ぐために海外投資を厳格化していることなどが挙げられる

1. はじめに

30年前、時代が昭和から平成に変わる頃、米国の貿易摩擦の矛先は、日本に向けられていた。現在に続く日本企業のASEAN展開は、日米貿易摩擦がもたらした急速な円高に起因している。1985年のプラザ合意による急速な円高の進展により日本企業の輸出競争力は低下し、コスト削減のために生産拠点のアジア、特にASEANへの移管¹を余儀なくされた。

それから時は移り過ぎて平成から令和となり、米国の貿易摩擦の矛先は中国に向かうようになった。管理フロート通貨である人民元は大幅な元高には見舞われてはいないものの、米国から全品目で平均すると約20%の制裁関税が賦課されており（図表1）、中国企業は、事実上人民元高と同等の輸出競争力低下を強いられている。

図表 1 米国の対中輸入品への平均関税率



(資料) Peterson Institute for International Economics 「US-China Trade War: The Guns of August」 (2019年8月26日) より、みずほ総合研究所作成

これらの制裁関税は、現在交渉中の米中協議が2国間で妥結すれば段階的に解除されるとの期待はあるが、現時点ではその道筋は明確になっていない。米中合意により段階的に制裁関税が解除されたとしても、米中貿易摩擦が燻り続ける限り、制裁関税賦課が復活する懸念は払しょくされない。

こうしたなかで、既に中国系以外の企業においては、中国からASEANへの生産移管を先行して進める動きがあり、中国とASEANの両地域で生産拠点を擁する場合にはASEANの生産ウェイトを高めるなど対応が採られている²。それでは、果たして中国企業は、30年前の日本企業と同じように対米貿易摩擦に対処するために、ASEANへと生産拠点の移管を加速させるのだろうか。

中国企業のASEANへの投資ラッシュの萌芽は、ASEAN各国で散見される。投資を受け入れるASEAN側の統計によれば、ベトナムでは2019年上期、中国が対内直接投資の首位となっている。前年比260.2%という認可額の急伸ぶりは目を見張るものがある（図表2）。ミャンマーにおいても2019年度上期、中国の投資件数は増加している（図表3）。筆者が2018年12月に訪問したタイ東部の中国企業専用の工業団地では、中国企業の進出が加速していた（図表4）。

ASEANは、日本企業が国際展開上重視している地域であり³、中国企業がASEANのなかでもどの地域への生産移管を図るのか、移管は円滑に進むのかといった事項への関心は高い。本稿では、中国企業のASEAN生産移管について、その進出先と政策面での要因を考察する。

図表2 ベトナムの対内直接投資（2019年上期）

（単位：件、100万ドル、%）

順位	国・地域	新規		拡張		合計			
		件数	認可額	件数	認可額	件数	前年同期比	認可額	前年同期比
1	中国	303	1,677	59	200	362	83.8	1,877	260.2
2	韓国	490	1,239	208	527	698	6.7	1,766	▲ 58.0
3	日本	219	972	108	601	327	11.6	1,573	▲ 74.4
4	香港	134	921	47	353	181	64.5	1,274	18.1
5	シンガポール	118	858	45	407	163	28.3	1,265	▲ 29.8
	合計（その他を含む）	1,723	7,412	628	2,935	2,351	25.5	10,347	▲ 36.3

（資料）ベトナム外国投資庁（FIA）より、みずほ総合研究所作成

図表3 ミャンマーの対内直接投資（2019年度上期）

図表4 タイにおける中国専用工業団地

（単位：件、%、100万ドル、%）

順位	国・地域	件数	前年同期比	認可額	前年同期比
1	シンガポール	9	▲ 10.0	1,300	80.8
2	中国	71	153.6	371	25.9
3	香港	23	187.5	209	207.9
4	タイ	6	100.0	119	83.5
5	米国	2	100.0	98	75.9
	合計（その他を含む）	143	68.2	2,269	32.6



（資料）筆者撮影（2018年12月）

（注）1. 年度は10～9月。
 2. 件数・認可額は、当期末累計数から前期末累計数を控除して算出。
 3. 日本はシンガポールなどの第三国経由の投資が多い。
 （資料）CEIC Dataより、みずほ総合研究所作成

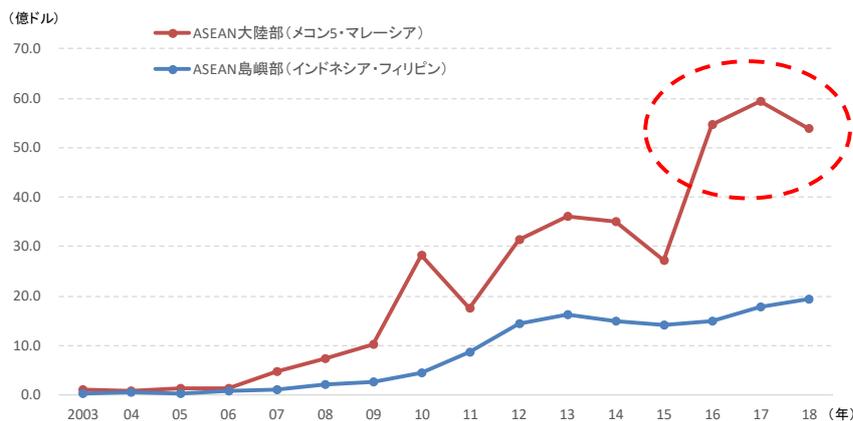
2. 中国企業のASEANにおける進出先

(1) 「ASEAN大陸部」を重視

中国企業がASEANへの生産移管で重視しているのは、中国に地理的に隣接する「大陸部」地域である。2000年代半ば以降、中国による対ASEAN直接投資は、拡大傾向で推移している。ASEANは地理的に大きく「大陸部」（主要国はメコン5（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）とマレーシア⁴）と「島嶼部」（主要国はインドネシア、フィリピン）に2分できるが、この区分で見ると「大陸部」への投資のほうが増大しており、2010年代半ば以降⁵、その傾向がより顕著になっている様子が見える（図表5）。

米中貿易摩擦の先鋭化による影響は、当該統計では明確ではないが、中国企業の投資拡大が進み始めたことに加え、中国に地理的に隣接しておりサプライチェーンを構築し易いことから、貿易摩擦の持続によって「ASEAN大陸部」への投資がさらに加速する可能性が高いと考えられる。2015年から中国とメコン5の首脳・外相会議が毎年定期的に開催されるようになっており、中国とメコン5の2国間関係強化を図っていることも、中国企業の「ASEAN大陸部」への生産移管の動きを加速させる可能性があるであろう。

図表5 中国の対ASEAN主要国向け直接投資（フロー）



(資料) CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

(2) 「海外経済貿易合作区」が生産移管の受け皿

中国企業のASEANへの生産移管の物理的な受け皿となっているのが、「海外経済貿易合作区」である。中国は既にASEANにおいて「海外経済貿易合作区」と称する工業団地を、中央政府の関与の下、主に地方政府系企業がASEANの地場企業と共同で運営している（図表6）。

図表6 ASEANにおける「海外経済貿易合作区」

国	海外経済貿易合作区	中国企業
カンボジア	シアヌークビル経済特区	江蘇太湖カンボジア国際経済合作区投資有限公司
ラオス	ラオスサイセター総合開発区	雲南省海外投資有限公司
タイ	泰中ラヨン工業園	華立産業集团有限公司
ベトナム	ベトナム竜江工業園	前江投資管理有限公司
インドネシア	中国・インドネシア経済貿易合作区	広西農墾集团有限公司
	中国・インドネシア総合産業園区青山園区	上海鼎信投資集团有限公司
	中国・インドネシア聚竜農業産業合作区	天津聚竜集団

(資料) 中国商務部 HP <http://fec.mofcom.gov.cn/article/jwjmhzq/>より、みずほ総合研究所作成

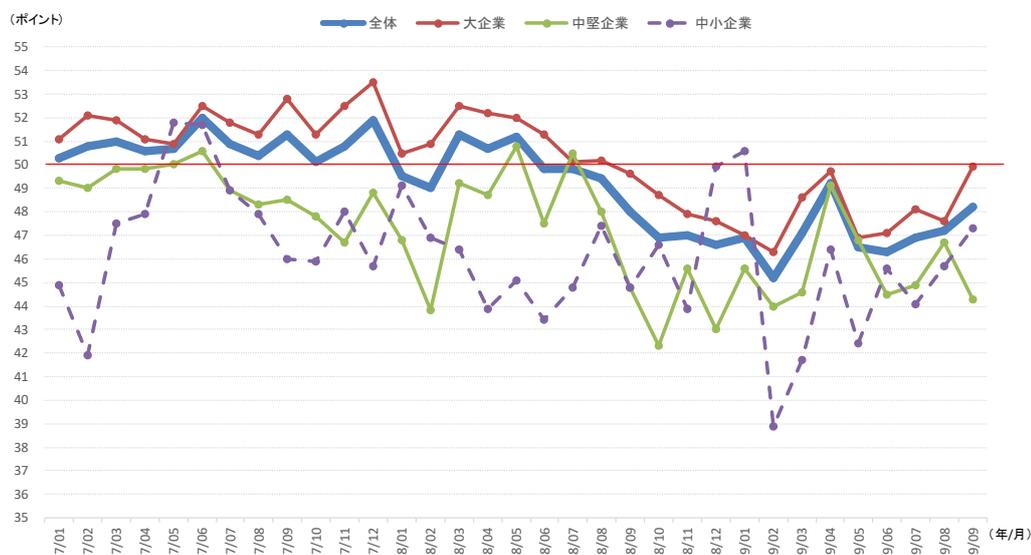
中国地方政府の狙いは、中堅・中小企業の支援である。中国製造業の新規輸出における購買担当者景気指数（PMI）をみると、2018年に入り、指数が50⁶を割り込む状況が続いているが、企業規模別にみると、大企業と比較して中堅・中小企業のPMIの下がり幅が大きい様子がうかがえる（図表7）。中堅・中小企業には地方の企業が多いと考えられ、中国の地方政府にとっては、これらの中堅・中小企業のサポートが喫緊の課題といえよう。業績下振れ懸念が燻る中でASEANへの生産移管は迅速さを求められる事象であり、その受け皿となる「海外経済貿易合作区」のようなインフラの一定程度整った工業団地などがなければ、スムーズな移管は期待し難い。

30年前、日本企業のASEANシフトの際は、日系総合商社などが工業団地開発に乗り出して、日本企業の受け皿となったが、中国においては、中国国内で工業団地運営ノウハウを持つ地方政府系のデベロッパーや、地方政府系の投資会社が工業団地の運営に乗り出している。前述した筆者がタイで訪問した工業団地も「海外経済貿易合作区」の一つであるが、日本企業や欧米企業も入居する広大な工業団地の一角が中国企業専用のエリアとなっており、当該エリアには中資系銀行の支店や中国系工場施工会社が入居するなど、中国企業の受け入れ体制が整っている様子がうかがえた⁷。

これらの「海外経済貿易合作区」は、米中貿易摩擦を前提に構築された訳ではなく、第10次五カ年計画（2001年～2005年）で初めて提起され、第11次五カ年計画（2006年～2010年）で初めて盛り込まれた中国企業の国際化政策（「走出去政策」）⁸や、2016年に打ち出された「一带一路政策」⁹を受けて造成されてきたものである。例えば、カンボジアのシアヌークビル経済特区は、習近平国家主席が2016年10月にカンボジアを訪問して以降、中国とカンボジアの双方にとって重要な国家プロジェクトとなっている。このように、従前の政策に沿って設置されていた中国企業の国際展開のための受け皿が、米中貿易摩擦の顕在化でにわかに中国企業の対米輸出用の受け皿として機能するようになっている。

中国の地方政府にとっては、地方企業の業績悪化を座して待てば地域経済の損失が拡大するが、地方企業のASEAN進出を促せば、地域産業空洞化の懸念はあるものの、地方企業の業績回復が期待できる。そこで、地方企業のASEAN展開をサポートするケースが出てきていると考えられる。

図表7 中国製造業の新規輸出における PMI



(資料) CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

3. 今後の中国企業のASEAN生産移管を抑制する米中の政策要因

(1) 米国がASEANの対米輸出拡大をけん制

中国企業のASEANへの生産移管については、貿易摩擦の当事国である米国と中国の政策が阻害要因となり得る。

米国は、ASEANとの2国間貿易において、米国の貿易赤字（ASEAN側の対米貿易黒字）が一部の国との間で既に過大と認識している（図表8）。そのため米国財務省は、年に2回議会に提出している「為替政策報告書」において、本年5月にベトナム、マレーシアを「為替操作国」の「監視リスト」に加えている¹⁰。米国が「監視リスト」に加える条件は、①米国に対する貿易黒字が200億ドル以上、②経常黒字がGDP比で2%以上、③一方的な為替介入による外貨の購入を1年間で6カ月以上繰り返し行いこの金額がGDPの2%以上、の内2つに該当することとなっている。

「為替政策報告書」の内容は、貿易赤字是正を強く求める要請となっている。中国企業がASEANへの生産移管を進めることは、米国の対ASEAN貿易赤字をさらに増加させることにつながり、今後米国はASEAN側に対して、前述の①、②、③の是正圧力（ベトナムとマレーシアは①、②に該当、中国は①、②、③に該当したとして本年8月に「為替操作国」に認定）を強めることになろう。

特にベトナムは、米国の貿易赤字額でみるとまだ中国の約10分の1の水準にとどまるが、近年、赤字額が急ピッチで拡大している¹¹（図表9）。中国企業のベトナムへの生産移管は、米国の対ベトナム貿易赤字をさらに拡大させる可能性が高い。そうなるとベトナムは、対米配慮から中国企業の生産移管に対して慎重姿勢に転じる可能性がある。ベトナムを先例として米国の貿易赤字の大きい国から徐々に、中国企業の生産移管に対する姿勢が厳しくなることが考えられる。

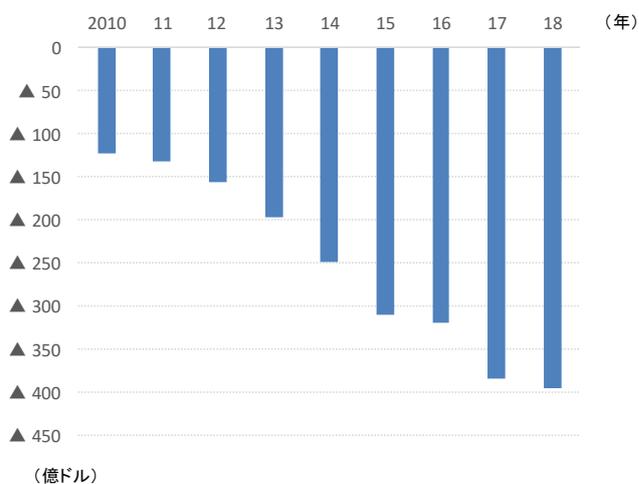
30年前の日米貿易摩擦は、アジアに飛び火する展開とはならなかったが、現在の米中貿易摩擦は、米ASEAN貿易摩擦に飛び火する懸念が燻っている。これが先鋭化すれば、中国企業のASEANへの生産移管を徐々に抑制する要因となろう。

図表8 米国の貿易赤字上位10カ国(2018年)

(億ドル)		
順位	国	貿易赤字額
1	中国	▲ 4,192
2	メキシコ	▲ 815
3	ドイツ	▲ 683
4	日本	▲ 676
5	アイルランド	▲ 468
6	ベトナム	▲ 395
7	イタリア	▲ 316
8	マレーシア	▲ 265
9	インド	▲ 213
10	カナダ	▲ 196
(参考)		
-	タイ	▲ 193
-	インドネシア	▲ 126
-	フィリピン	▲ 39
-	カンボジア	▲ 34
-	ミャンマー	▲ 2
-	ラオス	▲ 1

(資料) CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

図表9 米国の対ベトナム貿易赤字推移



(資料) CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

（２）中国が企業の海外投資を厳格化

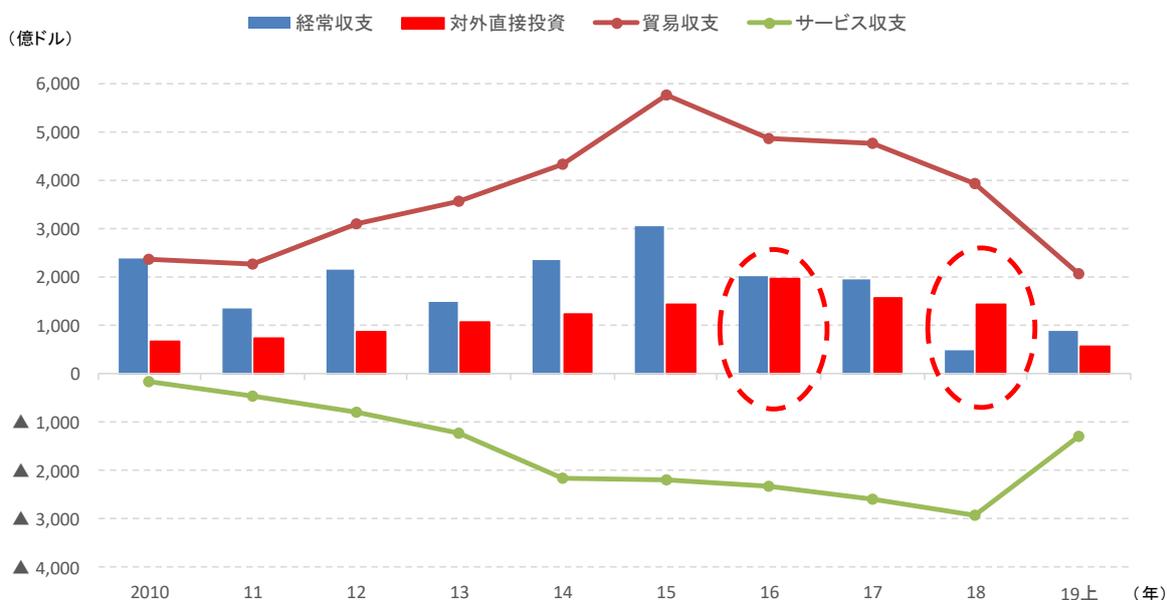
中国は、既に中国企業の海外投資を厳格化する政策を打ち出している。中国政府は2016年から既に、①対外投資を目的とする高額な海外送金に対する規制強化、②対外投資時の事前報告項目の追加、③不動産、娯楽などの分野への投資制限など、対外投資の管理強化する措置を打ち出している¹²。

こうした政策が採られてきたのは、経常収支黒字の減少により、対外直接投資を抑制する必要性が生じたためと考えられる(図表10)。経常収支黒字が減少している背景には、貿易収支黒字の伸び悩みと、所得水準の向上により海外旅行者が増加していることなどに伴うサービス収支赤字の増加がある。

特に2018年は、対外直接投資額が経常収支黒字額を上回ることとなった。2019年上期にはこの状況は解消されているものの、米中貿易摩擦が長期化して輸出が伸び悩むなかで、中国政府は資本流出への警戒姿勢を強めている。このことは、対ASEAN投資にも一定の影響を与える可能性がある。

前述のように、中国政府はメコン5との2国間関係を強化しており、さらに「海外経済貿易合作区」への中国企業の進出を地方政府が支援する動きが続いているが、その一方で、対外直接投資全体としては選別を強めている。選別の強化が進んだ場合には、中国企業がASEANへの生産移管を図る際も、大規模案件は認可・送金プロセスなどにおいて従来よりも長い時間を要することになり、中国企業のASEAN生産移管の抑制要因となろう。

図表 10 中国の経常収支推移



(資料) CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

4. さいごに

中国企業は、地域的には中国に地理的に隣接するメコン5などの「ASEAN大陸部」、そのなかでも当面は「海外経済貿易合作区」への進出を加速させると見込まれる。これらの地域におけるキャパシティビルディングは、中国とASEANの2国間関係をテコとしつつ「一帯一路政策」の一環としても進められることになる。さらに物流面で中国との連結性が強化されれば、中国・ASEAN間のサプライチェーンは強化されると考えられる。ASEAN側もまた、現在は日米欧の企業に替わる新たな投資国として中国の企業を歓迎している節がある。

中国は経常収支黒字が伸び悩む中で資本流出を警戒するようになっており、資本流出抑制の観点から、対外直接投資に対する選別を強めている。ASEANへのシフトが、経常収支黒字の維持を揺るがす規模に拡大すれば、大型投資に関しては選別をより強めることになる。その際、相対的に投資額が大規模な大企業への影響は大きい、相対的に投資額の小規模な中堅・中小企業への影響は限定的であろう。地方政府のサポートもあって、中国の中堅・中小企業のASEAN生産移管は続くことになるだろう。

気掛かりは米国の政策である。米国は、貿易赤字の是正をASEAN諸国に求め、既に貿易赤字の大きい一部の国は対米配慮から、中国企業のASEANシフトの歓迎姿勢を、徐々に翻す可能性がある。そうになると、中国企業は米国の赤字削減圧力の低い国を志向することになる。それは、中国企業の選好が相対的に対米赤字額の大きいベトナム、マレーシア、タイなどから、相対的に赤字額の小さいカンボジア、ミャンマー、ラオスなどへとシフトすることを意味する（前掲図表8）。結果的に、メコン地域の「海外経済貿易区」およびその周辺を中心に、中国の中堅・中小企業の生産移管が進むと考えられよう。

【参考文献】

- 酒向浩二（2010）「中国の対外投資戦略」（みずほ総合研究所『みずほレポート』2010年9月27日）
- 酒向浩二（2015）「中国シンクタンクが明かす「新シルクロード構想」全容」（みずほ総合研究所『みずほレポート』2015年7月22日）
- 酒向浩二（2019）「タイEECに積極関与する中国」（2019年2月18日）
- 酒向浩二・高瀬美帆（2019）「中国の景気減速・米中貿易摩擦を懸念する日本企業～2019年2月アジアビジネスアンケート調査結果～」（みずほ総合研究所『みずほレポート』2019年5月17日）
- 盧真（2018）「海外投資リスク回避を目指す規制強化（中国）」（JETRO地域・分析レポート）（2018年4月17日）

-
- ¹ 1989年に天安門事件が起きたことを受けて、当時の日本企業は、アジアの中では中国よりもASEANを選好していた。
- ² 詳細は酒向・高瀬（2019）参照。
- ³ 詳細は酒向・高瀬（2019）参照。
- ⁴ マレーシアは、半島と島嶼部（ボルネオ島北部）から成るため、島嶼部に入れることもある。
- ⁵ 2016年以降、これらの地域向けが全体的に増加しているが、これは、同年に中国が「一帯一路政策」を対外公表し、ASEAN各地における中国のインフラ投資を拡大していることを一定程度反映していると考えられる。
- ⁶ 50を上回れば景気がよいと考える回答の方が多く、下回れば景気が悪いと考える回答の方が多いことを意味する。
- ⁷ 詳細は酒向（2019）参照。
- ⁸ 詳細は酒向（2010）参照。
- ⁹ 詳細は酒向（2015）参照。
- ¹⁰ シンガポールも加えられたが、その条件は、②、③であり、ベトナム・マレーシアとは異なる。
- ¹¹ 韓国メーカーなどが、スマートフォンの輸出基地化を進めたことが一因である。
- ¹² 詳細は盧（2018）参照。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。